

表 4 - 2 概況調査の結果（平成 15 年度）

測 定 項 目		環境基準値 (mg / L)	検出限界値 (mg / L)	測 定 地区数	検 出 地区数	環境基準 超過の 地区数
環 境 基 準 項 目	ジクロロメタン	0.02	0.002	60	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	60	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	60	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	58	0	0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	58	0	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	60	1	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	60	0	0
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	58	0	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	58	0	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	60	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	60	0	0
	カドミウム	0.01	0.001	30	0	0
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0
	鉛	0.01	0.005	30	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	30	0	0
	砒素	0.01	0.005	30	0	0
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0
	P C B	不検出	0.0005	30	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0
	チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0
	セレン	0.01	0.002	30	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	28 (3) 注	1
	ふっ素	0.8	0.1	30	7 (0) 注	0
	ほう素	1	0.02	30	2 (0) 注	0
要 監 視 項 目	フタル酸ジエチルヘキシル	(0.06)	0.006	30	0	(0)
	ニッケル	-	0.005	30	1	-
	アンチモン	-	0.001	30	0	-

（資料：環境政策課）

（注）（ ）内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数。汚染の判断基準は、次のとおり。
 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 5 mg / L、ふっ素 0 . 4 mg / L、ほう素 0 . 5 mg / L

（備考） 1 調査地点数は、1地区1地点の計60地点である。
 2 要監視項目については、公共用水域等における指針値を（ ）内に示した。
 3 福井市（特例市）分を含む。